

花巻市若者と地域をつなぐシティプロモーション業務委託

プロポーザル実施要領

令和7年7月

花巻市地域振興部定住推進課

1 業務の趣旨

花巻市では、令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とする第2次まちづくり総合計画長期ビジョン（以下「総合計画」）を策定しております。本市における人口動態を見ると、18歳から24歳までの若者世代の転出超過の傾向が顕著であり、人口減少の大きな要因となっている。本市の人口減少のスピードを緩やかにし、市全体の活力を持続させるためには、まちづくりの担い手となる若者世代を確保することが重要で、総合計画では「重点施策推進プロジェクト」である「花巻で暮らそうプロジェクト」として、若者世代が「住みたい」「住み続けたい」と感じる、魅力と活力に満ちたまちづくりを目指している。

そのため、若者世代がまちづくりに関わることによりシビックプライドを育む取組が必要であり、地域の魅力を発見し、暮らしの豊かさを内外に発信していく「シティプロモーション」の重要性が高まっていると捉えている。

また、高校時代に地域社会と深く関わることで、将来的に地域に戻りたいという定住志向が高まる傾向があるとされており、地域活動に参加することで、将来的なUターンや市内定住に繋がることを期待できるものと考えている。

このことから、その業務の委託先の選定にあつては、公募型プロポーザルにより、最も適した提案者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

花巻市若者と地域をつなぐシティプロモーション業務（以下「本業務」という。）

(2) 契約方法及び契約期間

契約方法：業務委託契約

契約期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日まで（予定）

(3) 提案上限額

総額 1,233,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務内容

ア 地域課題解決チャレンジプログラム

- ・高校生や大学生が地域課題をテーマにしたプロジェクト型の探究学習を通じて、地域の課題解決に取り組みながら、自ら地域の魅力を発見・発信できるようにする。
- ・観光、農業、人口減少などの地域課題をテーマとし、参加者でフィールドワークなどを行う講座を開催し、課題解決策の提案や、課題解決の取組を行う。
- ・年に5回程度の開催とし、対面による開催を基本とする。

イ 若者によるシティプロモーションのSNS等の運営・発信

- ・高校生や大学生がSNS、ショート動画や地元ラジオなどを通じて地域の魅力を発信し、同世代や市民のまちに対する想いの共感性を高めるとともに、はなまき愛の醸成、地域活性化に資する。
- ・この取組みへの指導、助言を行うとともに、若者が花巻と関わり続けられるよう、若者が運営するInstagram、TikTok、Xなどプラットフォームの整備を行う。
- ・指導、助言については対面による開催を基本とするが、一部オンラインによる開催を取り入れても差し支えない。

ウ 「(仮称) 若者×まちづくりシンポジウム」の開催

- ・これからのまちづくりについて、若者と地域住民が対話を通して未来を一緒に考える機会の創出を行う。
- ・ア、イの取組み成果について、披露する場を設ける。
- ・若者によるまちづくりに造詣の深い講師をお招きし、若者によるまちづくりについて、指導・助言を仰ぐ。
- ・若者と地域住民が対話をする場面を取り入れる。
- ・シンポジウムについては、対面による開催を基本とする。
- ・シンポジウム開催後は、シンポジウムの実施内容について、SNS等で発信する。

3 参加資格要件等

(1) 応募者

法人格を有する者または共同企業体

ア 応募者は、応募を含むそれ以降の企画提案や契約等に係る諸手続を行うこと。

イ 「7 本プロポーザルの手続」で定める書類を提出し、内容を審査し、本業務を十分に遂行できると認められる者であること。

ウ 一つの企業が、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

エ 共同企業体の構成員の出資比率は、花巻市特定建設工事共同企業体事務取扱要領（平成23年3月28日市長決裁）を準用する。

オ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大である構成員とする。

カ 共同企業体の構成員に花巻市内に所在する者がいない場合は、別紙2「花巻市若者と地域をつなぐシティプロモーション業務 プロポーザル審査採点表」において、「市外企業」として取り扱うものとする。

(2) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者。また、花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等に該当する者。なお、花巻市暴力団排除条例に基づき、警察機関に照会を行う場合がある。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（手続開始決定後の者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその

者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

オ 公告の日から過去 3 か月以内に花巻市から契約解除された者

カ 応募に係る提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

キ 不正な手段を用いて本業務を誹謗し、又は業務の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

ク 最近 1 年間の法人税、事業税、地方税等を滞納している者

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 権利関係

ア 企画提案の著作権は、各応募者に帰属する。

イ 本市が本プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画提案を本市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ応募者に通知するものとする。

ウ 応募者は、本市に対し、応募者が企画提案を創作したこと、及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴え、その他の紛争が生じたときは、応募者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときには、その損害を賠償するものとする。

オ 本市は、応募者に無断で本業務以外の目的で企画提案を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

カ 提出された企画提案その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、花巻市情報公開条例（平成 18 年花巻市条例第 19 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(3) 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときは、この限りでない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(6) 虚偽の記載の禁止

参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。

(7) 消費税の取扱いについて

業務提案額の消費税については、10%で計算するものとする。

5 本業務選定の流れ

(1) 応募者の要件

本プロポーザルへの応募者は、「3 参加資格要件等」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び審査提案要請

本市は、本プロポーザルへの応募者の資格要件について第1次審査を実施し、応募条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案者等の選定

選定委員会により提案内容（プレゼンテーション）を審査し、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案者は、優先交渉権利者となり、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

(5) 契約事業者の選定

優先交渉権利者は、本市と協議を行い、協議が整えば本業務に関する契約を締結し、契約事業者（以下「事業者」という。）となる。ただし、優先交渉権利者との協議が整わない場合は、優秀提案者と詳細協議を行う。なお、契約までの費用については、詳細協議を行う優先交渉権利者若しくは優秀提案者の負担とする。

(6) 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、次のとおりとする。

担 当 窓 口 : 花巻市地域振興部定住推進課シティプロモーション係

所 在 地 : 花巻市花城町9番30号

T E L / F A X : 0198-41-3523 / 0198-24-0259

電 子 メール : teiju@city.hanamaki.iwate.jp

ホームページ : <https://www.city.hanamaki.iwate.jp>

6 本業務全体スケジュール

本業務は次の日程（予定）で行う。

	項 目	日 程
①	基本方針、実施要領及びプロポーザル選定委員会設置要領の策定	令和7年7月下旬
②	プロポーザル選定委員会の開催（実施要領及び選定方法の決定）	令和7年8月上旬
③	実施要領の配布（市ホームページ等で公開）	令和7年8月8日
④	参加申込書及び第1次審査書類提出期限	令和7年8月15日
⑤	質問書提出期限	令和7年8月22日
⑥	質問回答期間	令和7年8月26日
⑦	企画提案書類提出期限	令和7年8月29日
⑧	審査（プレゼンテーション、選考）	令和7年9月上旬
⑨	結果通知及び優先交渉権利者と仕様等の協議	令和7年9月上旬
⑩	見積書提出（最終版）	令和7年9月中旬
⑪	契約締結	令和7年9月下旬
⑫	本業務実施	令和7年10月1日（予定） ～ 令和7年3月31日

7 本プロポーザルの手続

(1) 実施要領の配布

実施要領は、花巻市ホームページ (<https://www.city.hanamaki.iwate.jp>) にて公表する。

(2) 参加申込書及び第1次審査書類の提出

応募者は、次により参加申込書及び第1次審査に必要な書類を持参する。なお、共同企業体が応募者となる場合は、代表者が提出をすること。

ア 提出期間

令和7年8月15日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出場所

花巻市地域振興部定住推進課

ウ 提出方法

持参(開庁日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

エ 提出書類

応募者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを7部(正1部、副6部)提出するものとする。なお、共同企業体が応募者となる場合は、以下の①は代表者のみが提出し、②～⑧はすべての構成員に係る書類を提出すること。

① プロポーザル参加申込書(様式第1号)

② 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

③ 登記事項証明書

現に効力を有し、受付日前3か月以内に発行されたもの。

④ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の国税、県税、市税等に関する納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

⑤ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、販売費及び一般管理費の明細等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。また、本業務について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

⑥ 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

(ア) 会社概要(企業名、代表者の職・氏名、設立年、資本金、従業員数、営業所一覧、年間売上金額等)(様式第2号)

(イ) 業務実施体制(様式第3号)

(ウ) その他、本業務について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

⑦ 花巻市暴力団排除条例(平成27年花巻市条例第52号)第2条第5号に規定する暴力団等に該当す

るもの、又はこれらと密接な関係を有する者がいないことを誓約する書面（別紙1）

⑧ その他必要と認められる書類

(3) 参加資格確認及び第1次審査

ア 本プロポーザルへのすべての応募者に対し、参加資格確認及び第1次審査を行う。

イ 審査は参加申込時に提出した書類をもって行う。

(4) 本実施要領及び資料に関する質問受付

本実施要領及び資料に関する質問の受付は、次のとおり行う。

ア 質問者

本プロポーザルへの応募者のみとする。ただし、応募予定者も可とする。

イ 質問の方法

質問は、質問書（様式第4号）を使用し、事務局へ電子メールに添付して送信すること。電話、FAX、持参等は不可とする。なお、電子メールの送信の際は、件名に「花巻市若者と地域をつなぐシティプロモーション業務」と明記し、メール送信後、電話でメールの到着を確認するものとする。

ウ 受付期間

令和7年8月22日（金）正午まで（必着）

※電話確認は、開庁日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

エ 質問への回答

質問への回答は、令和7年8月26日（火）までに随時ホームページで公表し、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(5) 第1次審査結果及び提案要請書の通知

参加申込に関する応募書類が提出されたときは、応募条件及び提出書類による第1次審査を実施し、応募条件を満たした応募者に対し、電子メール及び文書で通知する。

ア 通知日 令和7年8月22日（金）

イ 郵送日 令和7年8月22日（金）

(6) 提案書の提出

提案書を提出するよう通知を受けた応募者は、本市が提供する配布資料に示す資料をもとに、次のとおり本業務提案書を作成し、事務局へ提出する。

ア 提出期間

令和7年8月29日（金）正午まで（必着）

イ 提出場所

花巻市地域振興部定住推進課

ウ 提出方法

持参（開庁日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類

次の提出書類に各々インデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを7部（正1部、副6部）提出すること。

- ① 企画提案書表紙（様式第5号）
- ② 企画提案書
- ③ 見積書（項目ごとの経費の明細が分かるもの）

(7) 参加を辞退する場合

提案書を提出するよう通知を受けた応募者が以降の参加を辞退する場合は、本業務提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第6号）を1部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出するものとする。

8 審査（プレゼンテーション）及び審査結果の通知

(1) 審査の流れ

提案の審査に当たっては、以下のとおり行う。

ア 本件における審査は、委員5名で構成される「若者と地域をつなぐシティプロモーション業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行うこととする。

イ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

ウ 選定委員一人当たりの配点は100点であり、選定委員全員の合計点数が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本業務契約に向けての優先交渉権利者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権利者とする。なお、合計点数が同点の場合は、選定委員会で協議を行い、優先交渉権利者を決定する。

エ 各項目の採点基準は、別紙2「若者と地域をつなぐシティプロモーション業務 プロポーザル審査採点表」による。なお、この審査においては次の事項を重視する。

- ① 業務実施方法が具体的で実現性がある提案であること。
- ② 安定的に業務を遂行できる体制が整っていること。
- ③ 「2 業務概要」に定める各業務内容の実施に必要な知見やノウハウ等を有していること。
- ④ 企画提案に見合った適切な業務提案金額であること。

※別紙2「若者と地域をつなぐシティプロモーション業務 プロポーザル審査採点表」の評価項目に基づいた企画提案を行うよう留意すること。

(2) 企画提案の審査（プレゼンテーション）の実施

前項にて提出された提案書とあわせてプレゼンテーションを実施し、審査を実施するものとする。

ア 実施日時及び場所は、後日、該当者に通知するものとする。

イ プレゼンテーションの出席者は、5名以内とする。

ウ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

エ 応募者からのプレゼンテーション及びヒアリング（1社当たり40分以内：プレゼンテーション20分・質疑応答20分）をもとに、企画提案内容の実行能力を審査する。

※機材（スクリーン及びプロジェクター）は事務局で用意する。

オ 最低基準点を設け、提案者の全てがこれを下回る場合は契約を行わず、再度公募を行う。なお、最低基準点は、300点（100点（満点）×5名×0.6）とする。また、応募者が1者となった場合でも選定委員会において審査を行い、最低基準点を満たさなかった場合のみ、再度公募を行うものとする。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は、提案者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果は、次の項目について本市のホームページに掲載する。

- ① 優先交渉権利者、次点交渉権利者の名称、総合点
- ② ①以外の参加者及びそれぞれの総合点

※①以外の参加者については、符号により表記する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本実施要領に違反すると認められる場合
- オ 提案者の業務提案額が提案上限額を超えている場合
- カ 別紙2「若者と地域をつなぐシティプロモーション業務 プロポーザル審査採点表」の評価基準の評価において、「E（劣等）」がある場合

9 業務実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、実施要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者で誠意をもって協議すること。

(2) 本市と事業者との責任分担

契約後に業務の継続が困難となった場合の措置については、本市と事業者の両者で別途協議するものとする。

(3) 業務遂行にかかる経費の負担について

業務遂行のために交通費、宿泊費が生じる場合、予算の範囲内でそれらの経費を見積金額に含めることとする。ただし、それらの経費の多寡は、審査採点により評価対象となる。

10 契約に関する基本事項

(1) 本件の提案に基づく契約の件名は、「若者と地域をつなぐシティプロモーション業務委託」とする。

(2) 契約締結における留意事項

契約交渉相手方の選定をもって企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。契約候補者決定後、企画・提案内容の仕様書への反映等について、本市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行ったうえで、本契約の仕様に反映し、再度見積合わせを行う。

また、契約締結後においても、本市は、受託者が本プロポーザルにおける失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(3) 契約方法及び支払方法

契約手続及び支払方法は、花巻市財務規則の規定による。

(4) 契約に基づく成果物にかかる権利関係

ア 受託者は、本市に対し、本契約の業務に関して作成した成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。

イ 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、本市に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。
- (3) 応募者が1社のみの場合、「スケジュール」が変更となる場合がある。

(別紙1)

令和 年 月 日

花巻市長 上 田 東 一 様

所在地

会社名

代表者 職

氏名

印

誓 約 書

花巻市若者と地域をつなぐシティプロモーション業務に係るプロポーザルに応募するにあたり、代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員について、花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等に該当するもの又はこれらと密接な関係を有する者がいないことを誓約します。

また、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警察へ照会がなされることに同意します。

<連絡先担当者> 所 属：
氏 名：
電話番号： ()
メールアドレス：

(別紙2)

花巻市若者と地域をつなぐシティプロモーション業務 プロポーザル審査採点表

1 評価項目・評価基準・配点

評価項目	評価基準	配点 (点)	評価 (A~E)	点数 (配点 ×係数)
①業務の執行	1. 業務実施方法が具体的で実現性があるか	10		
	2. 安定的に業務を遂行できる体制が整っているか	10		
	3. 若者と地域住民が参加／参画しやすい計画がされているか	10	注)	
②地域課題解決チャレンジプログラム	1. 探究学習の具体的な計画があるか	10		
	2. 地域課題の解決に向けて実効性があるか	10		
③若者によるシティプロモーション	1. SNS やショート動画、ラジオを通じた発信方法の具体性	5		
	2. プラットフォーム整備の計画と実行可能性	5		
④若者×まちづくりシンポジウムの開催	1. まちづくりについての対話の促進方法が明確であるか	5		
	2. 活動報告会は広く市民へ活動内容を周知できる方法をとれているか	5	注)	
⑤実施体制	1. 安定的に業務を遂行できる体制が整っているか	5	注)	
	2. 担当者の専門性及び経験が示されているか	5		
⑥活動の成果	1. 本業務の各活動を通じて得られる具体的な成果が提示されているか	5		
⑦提案者の積極性	1. 本業務の趣旨を十分理解し、積極的に独自の工夫やノウハウ等を活用するなど、効果的な提案となっているか	5		
⑧見積金額の妥当性	各業務内容に見合った適正な見積金額であるか	10		
合 計		100		

2 評価係数

A	B	C	D	E
極めて優秀	優秀	普通	やや劣等	劣等
1.0	0.8	0.6	0.3	0

注) ①-3、④-2、⑤-1 については、応募者の所在地が花巻市外(市外企業)の場合の最大評価係数をBとする。

※以上の評価は、本プロポーザルにおける評価基準に基づく評価であり、各提案者の経営内容等を評価又は格付けするものではありません。